

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年10月22日

長崎和牛銘柄推進協議会 会長 綾香 直芳

1 競争入札に付する事項

(1) 年末年始は長崎和牛を食べよう！キャンペーン業務（2長牛銘第28号）

(2) 委託業務内容

仕様書1及び仕様書2による。

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県 農林部 農産加工流通課）

(5) 入札の方法

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とする。見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数は3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う。

ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

エ 電送及び郵送による入札は認めない。

2 入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（2長牛銘第28号）により入札参加資格を得ていること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、本協議会所定の競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県 農林部 農産加工流通課）丸田

（電話）095-895-2997

4 入札参加条件

長崎県内に本店又は支店等を置き、当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤、人員配置及び適正な経理執行体制を有していること。

5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県 農林部 農産加工流通課）丸田

（電話）095-895-2997

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札の日時及び場所

令和2年11月9日（月）11時半長崎県庁行政棟6階建築課入札室（長崎市尾上町3-1）

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 協議会を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎和牛銘柄推進協議会若しくは県等の地方公共団体又は国との間に締結した同種、同規模の契約を締結したことの証明（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 協議会を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎和牛銘柄推進協議会若しくは県等の地方公共団体又は国との間に、当該契約と同種、同規模の契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行証明（2件以上）を提出する場合

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(7)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかな者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は排除措置を受けることが明らかな場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。